

○茨城県立医療大学学外者の附属図書館利用実施要項

平成9年9月4日

第4回 図書館運営委員会

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県立医療大学附属図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第3条に基づき、学外者の茨城県立医療大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し、利用規程に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 委託職員が委託業務を遂行するにあたり調査・研究のため図書館の資料の閲覧及び貸出を希望する場合は、茨城県立医療大学附属図書館利用許可申請書（様式第1号）により図書館長に申請し、許可を受けなければならない。

2 申請に際しては、次の各号のいずれにも該当していなければならない。

- (1) 学内に推薦者がいること
- (2) 委託を受けた業者の責任者の承認が得られること

(利用証の発行)

第3条 図書館長は、前条の申請が適切であると認めた場合は利用証を発行し、当該委託職員の利用を認めるものとする。

(貸出)

第4条 貸出冊数及び期間は、利用規程第10条第1項表中「図書館長許可者」を適用するものとする。

(利用証の有効期間)

第5条 利用証の有効期間は、発行した日から発行した日の属する年度の末日までとし、更新を希望する場合は、所定の手続きを経て期間を更新することができる。なお、更新は毎年度行うものとする。

(利用証の返還等)

第6条 利用証を発行された委託職員が本学の委託業務を辞めた場合は、速やかに利用証を図書館に返却するものとする。

2 委託職員住所等に変更があった場合は、速やかに図書館に届け出るものとする。

付 則

この要項は、平成9年9月29日から施行する。

(様式第1号)

申請日 年 月 日

茨城県立医療大学附属図書館長 殿

茨城県立医療大学附属図書館利用許可申請書

申請者	所属機関名	
	フリガナ	
	氏名	
	学内連絡先	内線
住所	〒	Tel
利用目的		
申請期間 (新規・更新)	年 月 日 ~ 年 月 日	
学内推薦者	職氏名	
所属機関責任者	職氏名	
入退館カード発行済のとき、許可番号（IDのみ付与の場合も含む）		

(注1) 太枠内のみ記入のこと。

(注2) 入退館カードが発行されていないときは、顔写真（3cm×3cm）を添付のこと。

新規・更新	利用許可期間
	年 月 日 ~ 年 月 日
利用者番号	

図書館長	主査	係長	担当

情報係	SYSOP